

第6回住環境整備審議会 会 議 録

令和元年 11 月 5 日

尼崎市住環境整備審議会

1 日 時

令和元年 11 月 5 日（火）午後 1 時 57 分～午後 4 時 00 分

2 場 所

北館 4－1 会議室

3 出席委員

学識経験者 岡 絵理子 川口 丹子

市議会議員 東浦 小夜子 別府 建一 徳田 稔

市民代表 西方 祥子 野村 恭子 水野 佐和子

産業界代表 入江 恵資 小坂 圭一

以上 10 名

4 事務局出席者

事務局 森山 敏夫

都市整備局長 田尻 和行

都市整備局次長 佐々木 修

都市計画部長 柴田 俊樹

開発指導課長 中村 直之

開発指導課係長 岩本 誠一

5 傍聴者 なし

6 審議会の経過

（1）審議会開会

事務局より出席委員は 9 名（1 名遅刻）であり、所定の定足数に達している旨の報告があった。

（2）会議録署名委員の指名

会 長より、会議録署名委員に川口委員、委 員を指名した。

（3）審議

・審議事項

（諮問）

簡易宿所が開設されやすくなるためのいわゆるラブパチ条例の一部改正について

森山事務局あいさつ：

簡易宿所が開設されやすくなるためのいわゆるラブパチ条例の一部改正について、これまでの規制の質を落とさず、全国的に急増しているインバウンド等の宿泊需要に応え簡易宿所を呼び込むことで商業施設の活性化、空き家・空き店舗の利活用、交流人口の増、多文化共生を図っていくために、これまで自主的に開設されることのなかった簡易宿所の開設を促進していこうとするものである。このような取り組みを通じて、市民の皆様に安心して生活していただくとともに、魅力的なまちづくりに努めていく。

諮問文読み上げ。

7 審議内容

(質疑等の要旨)

(岩本開発指導課係長より、諮問事項について説明)

諮問事項の説明に先立ち、事務局にて視察を行った2か所の簡易宿所について説明した。

- ・ ビーハイブホテル大阪（大阪市中心区南船場）
- ・ とろとろ（大阪市中心区谷町）

会 長：今回審議するのは、簡易宿所いわゆるゲストハウスと呼ばれる施設を尼崎市内に開設できるよう、現状簡易宿所のような施設をも規制してしまっている、いわゆるラブパチ条例を改正するという内容である。

委 員：今回の改正で簡易宿所の規定をラブパチ条例から除外するということであるが、資料4ページに「現行のラブパチ条例では規制が事実上困難な宿泊施設として民泊までもラブパチ条例の規制対象となるため合理性に欠ける」とあるが、今回の改正で民泊も規制の対象外となるのか。

事 務 局：4ページの新旧対照表の改正後(2)ウにあるように、住宅宿泊事業法に基づく民泊もラブパチ条例の対象から除外しようと考えている。理由として、法律に基づく施設を条例で規制することについて、違法の評価を受けることが危惧されるからである。

委 員：平成30年2月議会で「尼崎市住宅宿泊事業に関する条例」（以下、「民泊条例」という。）が制定された。当時違法民泊が70件ほどあり、民泊があることでごみの不法投棄や夜中に騒ぐなど環境の悪化が問題とされ、また、家主がいないなどの管理面から殺人事件などの危惧があり、規制の必要性から条例制定に至った。この条例の禁止区域は住居専用地域となっており、小中学校、高校、幼稚園といった福祉施設から100m以内に建設する場合当該事業所の全ての長の同意が必要となっている。それでは規制が緩いのではとの話も出たが、ラブパチ条例で民泊も規制されるので心配しているような状況にはならないと説明を受けてきた。現状、民泊は市内で7件あると聞いているが、民泊による住環境悪化という市民の不安に対しラブパチ条例が一定の規制をかけていたのが、今回の改正によって規制の対象から外れると、住居地域への民泊の進出が考えられ市民の不安が広がるのではないかと。

事 務 局：民泊の問題とは、以前から旅館業法に基づかない、一般の住居を宿泊施設とするものが散見されていたが、全国的な宿泊施設の不足の問題から、既存のマンションや長屋、住宅を使った宿泊事業を認めていかないと宿泊施設が増えないという危惧もあり、言い方は悪いが、これまでのいわゆる違法民泊を追認するような形で住宅宿泊事業法ができた。現行のラブパチ条例は、旅館業法に基づく宿泊施設を限定して対象にしているのではなく、単なる「宿泊等施設」を対象としており、規定上は民泊も規制の対象となっている。しかしながら、規制の内容として会議室や食堂の設置を求めており、これらの規制によって民泊の開設が不可能になるのは問題であると考えている。既存の共同住宅や戸建住宅、長屋を利活用した民泊に食堂等を求めることは、建物を壊して一から作り替えなければならないということになり、事実

上民泊の開設を完全に妨げてしまっている。委員の意見のとおり、民泊による環境悪化の問題はあると認識しているが、市の判断として、法律で民泊という制度ができた以上、現行のラブパチ条例で規制することは違法の評価を受ける恐れがあり放置できないと考えている。もちろん民泊による環境悪化についても問題だと考えるため、所管は保健所ではあるが対策を講じていかなければならないと考えている。

委員：旅館業法、民泊条例は保健所の所管であるが、当時、民泊の営業により住環境が悪化することについてはラブパチ条例があるから規制される、という説明を受けた。民泊条例で民泊に対する規制を強化することも検討されたが、ラブパチ条例が適用されるため住居地域での民泊による環境悪化は抑えられるということだったので更なる規制強化は行われなかった。しかし、ラブパチ条例の対象から外れることで、住居地域で民泊が増える可能性があり、それによる環境悪化が懸念されることから対策が必要ではないか。民泊に限定して住居地域は設置できないとするなど、何らかの対策が必要ではないか。

事務局：民泊をラブパチ条例の対象に残すという考え方もあるかもしれないが、どうしても違法の問題がある。いただいた意見は保健所に伝え、庁内で検討したい。

会長：宿泊施設は多様化しており、特に民泊については意見に出たような住宅地にできてほしくないような施設もあれば、オーナーがいて自身が居住しながら宿泊を受け入れているような、住宅地にもきてほしいという施設もある。それぞれの施設に合わせた対策を考えていく必要がある。しかし、できることを狭めてしまうと設置できないということが一番困るので、それぞれが安全な形で良い宿泊施設を提供できる規制にしていく必要がある。民泊条例について情報提供をしてほしい。

事務局：民泊条例については、兵庫県条例に準じて住居専用地域や、教育施設からの距離について制限をかけている。きちんと情報を共有できるよう情報提供させていただく。

会長：ラブホテルの定義が不明確であり、ラブホテルが何故だめなのかが明確でない中で規制をしていくに当たり、抜け穴を作らないよう補完するため積極的要件を追加することで、ラブホテルの定義を再定義している。

委員：用途地域の第1種住居地域、第2種住居地域が簡易宿所のエリアに含まれているが、簡易宿所は駅からの距離が近いところに設置されることを想定しているのではないか。紹介された事例も駅から徒歩5～10分以内である。別で入手した資料では、第1種・第2種住居地域には、現状8棟ずつ旅館業法に基づく宿泊施設があり、第1種住居地域のうち2棟がラブホテル、第2種住居地域のうち8棟がラブホテルである。新しく建設できないエリアではあるが、簡易宿所も駅からの距離や住民トラブルの問題を考えると、商業地域に限った建設が望ましいのではないか。

事務局：駅周辺に簡易宿所が設置しやすいのは間違いないと思われる。大阪市の簡易宿所の組合の方に説明を受けた際、同様のことを言っていた。その方が宿泊客も利用しやすいとのことである。（用途地域による用途制限の資料を用いて）建築基準法では、面積制限はあるが第1種住居地域から準工業地域はホテル・旅館を建設できる。ラブパチ条例で第1種住居地域、第2種住居地域に簡易宿所を建設できないと規制するのは法律の上乗せになり、よほどの合理

的理由がないと難しいところがある。

委員：インバウンドなど宿泊の多様化による宿泊施設の必要性は十分理解しているが、他の委員の意見のようにどこにでも設置できるとなるといろんな問題が発生するのではないかな。

資料の 6 ページにあるサテライト方式簡易宿所のような、拠点と別棟があるような形態の場合、拠点に人がいて別棟で何かあった時には駆けつけるのか。拠点と別棟がきちんと連携のとれる距離や範囲については考えているのか。

事務局：民泊では、管理者がいるタイプと外にいるタイプがある。外にいるタイプについて、生活衛生課の要件では、管理者が 10 分以内に駆けつけられることとなっている。サテライト式簡易宿所は市内に現状 0 件であるが、もし開設があった場合、駆けつけ要件 10 分以内を適用させたいと保健所が言っている。

委員：1 つの拠点に対し別棟は何棟までとか、同時にトラブルが起こった時に対応できることを考えると、何らかの基準が必要ではないかな。

事務局：保健所の監督となるため、保健所へ申し伝える。

会長：サテライト式はイタリアで多く見られる。「アルベルゴ・ディフィーズ」というもので、真ん中に拠点がありいくつかの戸建住宅などを宿泊施設にしているもので、何度か宿泊したことがある。必ずしも同じではないと思うが、距離などはよく似た要件でやっていると思うので、調べていただき安心できる要件を設けてもらいたい。

委員：民泊の話だが、建物に家主がいない場合、鍵の受け渡しがネックとなっているため、暗証番号を用いて近くのコンビニで受け渡すことも想定していると聞いた。駆けつけ 10 分の話は聞いたことがなかったので、確認してほしい。

会長：(今回の改正では) 民泊をラブパチ条例から外すということで、民泊自体に関することと分けて議論したい。この審議会での民泊に関する議論は、ラブパチ条例の対象から民泊を外すことの是非である。先ほどの事務局の説明は、サテライト式簡易宿所については、民泊の駆けつけ要件に準ずるということで良いかな。

事務局：玄関帳場について、昨年の旅館業法改正に伴い旅館業法上は設ける義務がなくなった。つまり、無人のカウンターでも違法ではない。だが、それをそのままいいのかという問題はある。先ほど紹介した事例では、1 階にカフェや受付を設けており、直接コミュニケーションをとることで人間関係を築くことを大事にしているとの話だった。商店街においては、無人の宿泊施設を設けると商店街から反対意見が出るとされる。現行のラブパチ条例では受付を設けることとしており、そこで鍵の直接の受け渡しをするものと想定しているが、鍵の渡し方については、保健所による規制となるとされる。

資料 11 ページの積極的要件 (4) に、「従業者と面接しないまま入室が可能な宿泊等施設」を入れ、これに該当すればラブホテルだという仕掛けにしている。受付が無人の施設はラブホテルの典型だと考えるからである。しかし、ICT (情報通信技術) の影響が考えられることから、ICT による面接も面接に含めることとした。つまり、人もいない、ICT 技術も備わっていない場合は、(4) に該当するということである。大阪での視察で、人とのつながりは大切だと感じた。それも含め、ICT も面接に含めるかについて委員に議論していただきたい。

会長：尼崎市で期待する簡易宿所とは、宿泊者と主人が和気あいあいと交流している施設だと思

う。その場合、ICT を簡易宿所とするために必須とする面接と認めるかについて意見をいただきたい。

事務局：「変なホテル」というホテルがあるが、カウンターにロボットが配置されたもので、まさに ICT の進歩である。現実そのようなホテルが旅館業法で認められている。ICT の変化は著しく、既に法律で緩和されている現状があるが、法律以上の規制はできないという前提のもと、どのように規制し、どういった施設に門戸を開いていくかということだと考える。

事務局：委員からの質問にあった鍵の受け渡しについて、ICT を利用してキーボックスでの暗証番号による鍵の受け渡しを現状は「良」としている。しかし、面接ではないので、改正案は ICT を活用したものを含むとしているが、例えばコンビニでの受け渡しをもって面接の取り扱いとするなどについて、議論いただきたい。

委員：視察事例のような施設を望むのなら、ICT による面接を含めたくない気持ちはある。ICT を可とするとそのタイプが多くなってしまわないか。

事務局：サテライト式の事例で、商店街に何店舗か空き店舗があり、1 か所を受付として徒歩圏内の空き店舗に宿泊するというものもあり、対面を受付をした後、「あの散髪屋さんの跡が部屋です」と案内している。例えば、塚口にサテライトの拠点があり、園田に部屋がある場合、塚口で鍵を受け取って電車やバスで園田へ行くということを可とするかどうか。園田の部屋に対面式のモニターを設けて、ICT の面接をすることを可とするかどうかということである。サテライト式がすべて悪いわけではなく、商店街の中にいくつか宿泊の部屋があり、一つをカフェにして受付にするということは悪くないと思う。しかし、距離の課題はある。

会長：サテライト式について、時間や距離を規定することはできるのか。

事務局：10 分の要件は法律や政令で決まっているものではなく、旅館業法に基づく保健所の業務（内規）における運用で決まっている。

委員：徒歩 10 分ですか。

事務局：徒歩とは決まっていない。車も可としている。

会長：「10 分で駆けつけることができる」ことが要件である、ということである。

事務局：一定のエリアで許可するという前提の法律改正が行われており、詳細の要件は法律で規定するのではなく、地域の実情に応じて決めていくものである。

会長：ラブパチ条例のなかに、距離の規定を設けることは可能か。

事務局：それについてはこれからの議論になると思う。サテライト式でよく知られているのが、丹波篠山の商店街の例である。空き店舗を客室にして運営している事例で、旧の城下町や商店街を中心にそういった取り組みによって地域の活性化につなげている事例もある。離れている客室を可とするのがポイントになる。地域の活性化に資するのか、住む人の利便性にメリットがあるのか、生活安全上の問題はないのかということを検討していかなければならない。保健所が所管する旅館業法との関係もあるので、整理して資料を用意する。気になることがあれば仰っていただきたい。

会長：聞きたいこと、わかりづらいことがあれば、意見をいただきたい。理解が伴っていないところもあるので、理解した上で十分議論していきたい。

委員：簡易宿所は無人の簡易宿所を想定しているのか。

事務局：改正案に ICT を含むとしており、無人の簡易宿所を想定していた。しかし、視察をして、事務局として対面の受付が大事だと感じるところもあり、委員の皆様の意見をいただきたい。

会長：尼崎市に開設される簡易宿所は「こういうものであってほしい」という視点で意見をいただけたら事務局で改正案の検討をしていただける。改正案に対する意見だけでなく、尼崎市ではどういう簡易宿所が合うのかという意見をいただきたい。

委員：受付は必要ではないかと思う。

会長：私の学生がゲストハウスの調査をしており、オーナーが地域の情報を教えてくれたり地域の方との交流があり、にぎわいの拠点になっている施設もあると聞いている。しかし、宿泊者にとっていい情報を選別できるオーナーがいないと難しい部分もある。どんな施設を目指すかよって考えていくべきだが、私も同様の意見である。

委員：個人業者を想定しているということか。業者がきて大々的に展開することはできないのか。

事務局：対面でこじんまりした簡易宿所の方が尼崎らしいのではと考えている。しかし宿泊施設を強化したいという狙いもあるので、ICT の技術を活用した事業者の参入も捨てがたいと考える。

会長：規模の大きいものはカプセルホテルになっていくのではないか。カプセルホテルもラブパチ条例の対象から外すのか。

事務局：カプセルホテルは特定簡易宿所に含まれないので対象から除外する方向で考えている。

委員：大きな業態はカプセルホテルしか想定できないのか。

事務局：既存の建物を利用する形態と新築と 2 通り想定できる。更地から簡易宿所を建てようとすると資金力が必要となるが、要件に準じていれば許可をすることになる。しかし、尼崎市の狙いである、商店街の活性化、空家空き店舗の利活用を促しながら地域を活性化していきたいということを踏まえると、大手事業者の参入よりは新たな起業を想定している。ただ、緩和されている部分はあるものの、建築基準法や消防法等に対応するにはそれなりの改修が必要となり、民泊に比べある程度の資金力が必要であるとは思う。ホテルになると要件がもっと増えるが、そこまでではない新築の簡易宿所は出てくるとは想定している。

委員：西成にあるような簡易宿所が新しく建てられるときは、消防法による規制は受けるのか。民宿や旅館よりもコストが安いから簡易宿所に流れる業者がいるのではないか。

事務局：消防法の適用は受ける。壁などに改修が必要になると思う。

事務局：紹介した視察事例にもあったが、消防法の設備を後から設置して運営している施設がある。

会長：規模の問題はどのように解決されるのか。現行条例では、人数によるロビーや談話室の大きさが規定されていたが、その規定がなくなると規模による規制はどうなるのか。

事務局：簡易宿所には規模要件はない。それ以外のホテル・旅館は、現行の規制が適用される。

会長：建築基準法にも要件はないのか。

事務局：用途地域による制限の中で、第 1 種住居地域のみ 3000 m²以下という規定がある。それ以外の地域においては、面積要件はない。

委員：極端な話、既存のマンションを購入して改造し、法律に適合させたらできるということか。マンション 1 棟ごと宿泊施設にするということである。

事務局：所定の基準を満たせば可能である。床面積が 200 m²を超える用途変更を行う場合、用途変

更の確認申請が必要になるが、法律に適合していたら可能である。また、面積に関わらず建築基準法の防火設備を設ける必要がある。

事務局：マンションを購入し、そのまま簡易宿所にするのは、建築基準法、消防法上不可能で、改修が必要であるため、一定の資金力が必要になると考えられる。そういった要件は他法令で規定しているため、ラブパチ条例では規定していない。例えば、マンション購入したときにどいう手続きを行わないと営業することができないかといった実際の手続きについては、次回説明させていただく。

委員：簡易宿所とはオリンピックに向けての対応だと思うので、宿泊客としては家族連れやグループが多く1人客は少ないのではと思うが、何人くらいの客を対象としているのか。

事務局：簡易宿所がどういう客層をターゲットにしているのかについては、先ほど紹介した事例だと、ビーハイブは8割が外国人、2割が日本人、外国人は1人客もいれば複数人客もあり、日本人も同様である。部屋タイプも1人部屋、2人部屋、4人部屋があり、聞くと4人部屋を相部屋として貸すことはなく1部屋貸しでされている。4人家族連れだと4人部屋、夫婦や親子だと2人部屋、1人客だと1人部屋となっている。

事務局：宿泊料金は、ビーハイブ（1件目）は1人部屋が4000円/人、2～3人部屋が3200～3500円/人、4人部屋が3300円/人、2段ベッドのドミトリタイプが3200円/人である。とろとろ（2件目）は1人6000円、2人8000円となっている。

事務局：ビジネスホテルが約7000～10000円だとすると比較的安価である。

会長：家族連れは1棟貸しの民泊に泊まる方もおり、簡易宿所は1人や2人程度が多いと思われる。海外にもあり、何度か利用したことがある。最近はネット予約が多く、民泊の話ではあるが、いわゆる違法民泊はネット上に掲載できなくなっている。簡易宿所については、ネット上で泊まった側も宿泊施設を評価するし、宿泊施設も泊まり客を評価する。施設が汚い、客層が悪いといったネット評判はすぐ広まるのでオーナーも客も慎重になっている。口コミや評判につながるので相部屋とか安易にしないのではと思うと比較的安全になってきているように感じる。

委員：テレビなどでトラブルがあると目にするので、ラブパチ条例によってラブホテルが1件も建っていないのは生かしてほしい。ただ、この条例が足かせになって、良心的な宿泊施設ができなくなるのは困る。いろんな事例をもっとよく見て後からこうしたら良かったということのないようにしてほしい。自分が宿泊した経験はないが、気持ちよく宿泊してもらえるような施設を呼び込むことで、尼崎のイメージを良くしていけるのではないかなと思う。

委員：ラブパチ条例は旅館業法に基づく許可を下ろすための基準になるのか。

事務局：ラブパチ条例は旅館業法に基づくものではないので、ならない。

委員：ではこの基準は手続き上どこでチェックするのか。

事務局：旅館業法の許可を出すのは保健所生活衛生課であるので、大抵まず、生活衛生課が事業者から相談を受け、ラブパチ条例の要件について指導を受けるよう開発指導課を案内する。開発指導課ではラブパチ条例について指導し、その後、建築指導課で防火上の規定、消防局で火災報知設備の指導をそれぞれで受ける。それらをすべて終えたら生活衛生課へ戻る手続きとなる。小規模な旅館・ホテル、簡易宿所だと開発指導課のラブパチ条例の要件を満たすことがで

きず、建設計画を撤退することもある。大規模なホテルだとすべての部署との協議を終えてから、点検を受けて生活衛生課による業の許可を受けるということになる。8月に新築ホテルが建設されたが、食堂などを設けるなどすべての要件を満たしていた。

委員：条例が改正されたらこの基準を誰がチェックするのかわかりにくい。

事務局：一連の流れがわかる資料を用意する。業の許可、建物の許可、消防法の許可があり、それぞれの監督官庁が異なっている。最終的に業の許可をだす際に、どこかで建物の許可がひっかかると業の許可にも影響する。

委員：ラブホテルの定義を改正するにあたり「人の宿泊又は～」を削除するということだが、条例での言葉の定義であり、ここがなくなると条例の内容がよくわからなくなってしまう。「よくある質問」の中で、いろんな事業者からの意見があるとのことだが、他の自治体の規定だと、ラブホテルの定義として並列で規定しているものもある。「かつ」ではなく、並列で「いずれかにあたるもの」と表現すると読む側にはわかりやすくなるのではないかな。検討していただきたい。

事務局：定義を技術基準だけにするのはではなく、現行の定義のどちらも満たすものにするということか。

委員：「いずれかに該当するもの」とすればどうか。実際は設備要件でしか判断ができないということは理解しているが、条例を見たときの理解の仕方にもつながることなので、定義は残したほうがよいのではないかな。

事務局：資料5ページに(2)ラブホテルの用語の定義を記載しており、ラブホテルかどうかを見極める重要なところである。現行は「人の宿泊又は休憩のように供する施設のうち専ら異性を同伴する客に利用させることを目的とする施設」を案では削除しているが、本日欠席委員からも同様の指摘を受けている。この削除した部分は条例の目的にかかわる部分であるため、これを削除すると食堂などの設備がないだけでラブホテルとみなされるという奇異ともとれる内容になってしまうため、残すべきではないかと考えている。訴訟になったときに権利侵害で違法と言われかねないとの指摘を受けており、この表現は残存させて、工夫して上げ足をとられないよう条文づくりをしたいと考えている。

会長：提案では削除するということが、やはり削除するとまずいのではないかなということである。ラブホテルとは何なのか。ラブホテルであれば風営法で定義が規定されているのか。

事務局：風営法のラブホテルの定義はとても狭く、要件に該当すれば届出をしなければならないとなっている。その要件とは、回転ベッド、猥褻な自動販売機、ガラス張りの浴室などがあれば届け出なければならない、届出をしないと罰則があるという規制である。これは非常に狭い定義であり、市内には風営法のラブホテルにあたらないラブホテルが多く存在する。そのため風営法の定義と同様とするべきではないと考えている。

会長：定義をなくしてしまうと何の規制かわからなくなってしまう。1つでも設備を要していないとラブホテルとするのも乱暴である。工夫して、定義を残す方向で検討いただきたい。

委員：緩和をしていく改正であるが、罰則は現状のままなのか。

事務局：罰則は改正しない。

委員：当初これで開設して、後から無届で変更するケースなど出てくるのではないかなと思うが、そ

ういう場合はどう対応するのか。

事務局：無届だと旅館業法の罰則が適用されたり、ラブホテルならば風営法での罰則が適用される。

現行のラブパチ条例上の罰則は、第 16 条、17 条にあり、第 16 条は第 10 条の中止命令に従わなければ 6 か月以下の懲役又は 30 万円以下の罰金となっている。第 17 条は第 4 条第 2 項の禁止地域以外の同意申請であるが、ラブホテルは事実上全域が禁止地域となっているので同意申請しても認められることはないが、パチンコはまだ禁止地域以外の地域があるので同意申請ができる。このような禁止地域以外の地域において規制対象施設の建築等を行おうとするときの申請を行わず、又は虚偽の申請をした場合、罰金刑となる。これは自主条例であるラブパチ条例に基づく罰則であり、届出に関する罰則は風営法等がある。今回の改正は、簡易宿所をつくりやすくするための規制の一部適用除外であるため、罰則は改正する必要性はないと考えている。

委員：緩和をしようとする部分と住民感情で困るという部分がぶつかっているように感じるため、整理していただきたい。インバウンドを受け入れるための緩和をするという視点で検討するということであれば、その視点から議論を進めていただけたらと思う。西宮にあるノボテルでは新館が建設されたが、これはインバウンドを受け入れるためだと聞いた。違法入国の温床とならないよう、新館の宿泊者は必ずフロントの前を通らないと出入りできない仕組みにしているそうである。インバウンドの受け入れということを考えるとき、自分の家の隣に簡易宿所がきたらどうなるのかというところが皆心配されるのだろうと思う。

会長：紹介いただいた視察のような施設ならいいが、どんなトラブルが起こるのか予想がつかないという部分もあるかと思う。今回皆さんからたくさん意見をいただいた。①民泊条例との関係の話、②用途地域はこれでいいのかという話、③別棟（サテライト式）について旅館業法との兼ね合いの話、④新築あるいは規模の大きい簡易宿所への考え方、⑤許可するときの全体の手続きの流れ、について以上 5 点について、次回までに事務局で資料作成するなどして説明できる準備をしていただきたい。今後のスケジュールについて、事務局から説明いただきたい。

開発指導課係長：岩本係長よりスケジュールについて説明。

会長：次回は 1 月頃の開催予定ということで、内容をほぼ固めていくこととなるかと思う。追加の意見等があれば事務局へ連絡いただけたら、会長へ共有してもらおうこととする。

以 上